



フコクしんらい終身保険

しんきんらいふ終身FS

〈無告知型〉

利率更改型一時払終身保険 利率固定型一時払終身保険

ご確認ください

- 本商品は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険制度の対象外となります。(保険契約者保護制度の対象となります。)
- 本商品にご加入いただくか否かが、募集代理店(信用金庫)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、解約返戻金額などが借入元利金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、借入金を保険料に充当してこの商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(信用金庫)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(信用金庫)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(信用金庫)にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 生命保険募集人(信用金庫の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である信用金庫の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

フコクしんらい生命保険株式会社

お客さまサービス室 TEL:0120-700-651(通話料無料)
 受付時間 9:00~18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- 「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」は2024年1月現在の税制にもとづいて作成しています。
- 本商品のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)」をご確認ください。
- ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL 0120-700-651

受付時間 9:00~18:00

(通話料無料)
(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

主な
サービス内容

- 契約内容に関するご照会
- 各種手続き方法に関するご案内*
*住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等



[募集代理店]

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

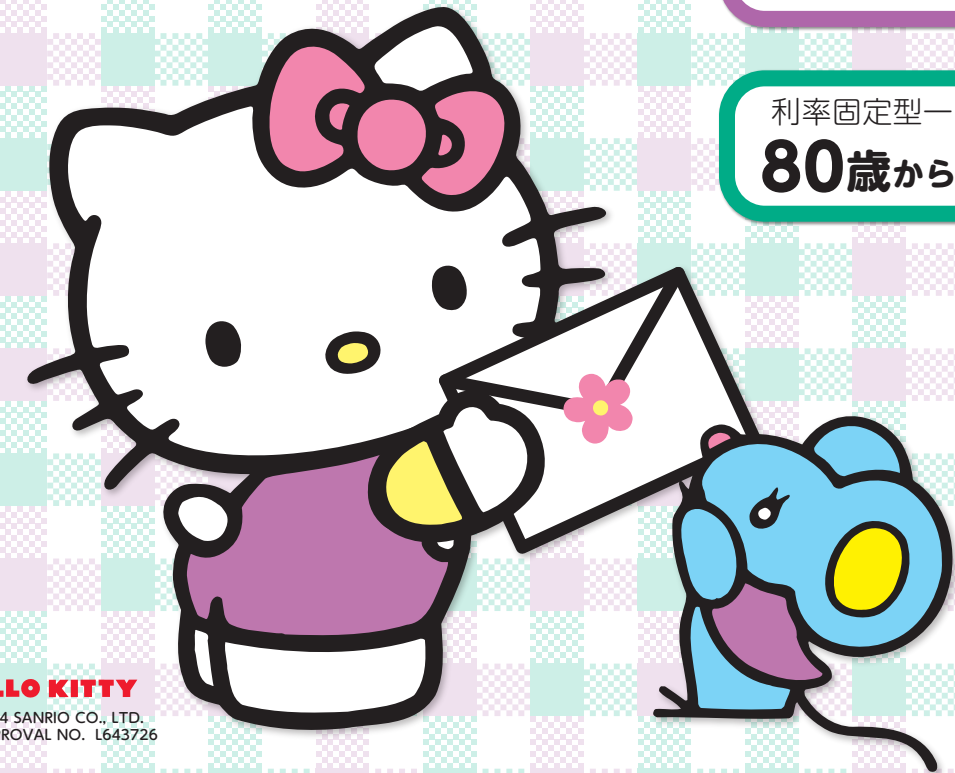
〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
 TEL 03-6731-2100(代表)
 ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

SK2404-HK1 募AFS1423022(24.1)

医師の診査や健康告知・職業告知は不要でお申し込みいただけます。

利率更改型一時払終身保険
15歳から79歳の方

利率固定型一時払終身保険
80歳から90歳の方



HELLO KITTY
©2024 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L643726

契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット

「ご契約の概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

※この「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」中の「当社」は「フコクしんらい生命保険株式会社」を指します。

! この商品はフコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

利率更改型一時払終身保険・利率固定型一時払終身保険のお申込みは信用金庫へ

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

引受保険会社

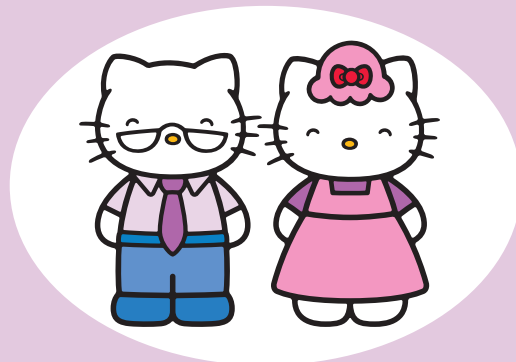




保険のご活用例について

3・4 ページへ

保険のご活用



15歳から79歳の方

5・6 ページへ

利率更改型
一時払終身保険



80歳から90歳の方

7・8 ページへ

利率固定型
一時払終身保険



お取扱いについて

9・10 ページへ

お取扱い



ご契約後の安心サービスについて 11~14 ページへ

ご契約後の
安心サービス

公的保障制度について 15~18 ページへ

公的保障
制度

ご契約の概要 19~24 ページへ

ご契約の
概要

注意喚起情報 25~31 ページへ

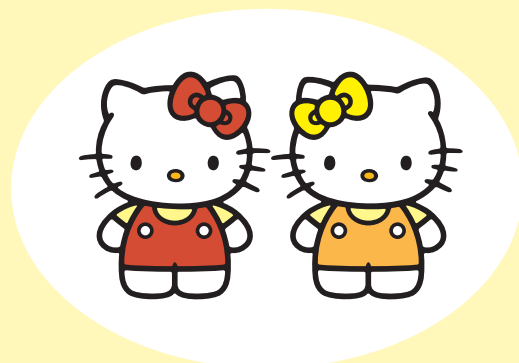
注意喚起
情報

Web約款のご案内 32 ページへ

Web約款
のご案内

お客さまご自身の
年齢に対応する
ページへお進み
ください

※年齢によってご加入できる商品が異なります
のでご注意ください



フコクしんらい終身保険
しんきんらいふ終身FS
〈無告知型〉
利率更改型一時払終身保険 利率固定型一時払終身保険

「しんきんらいふ終身FS〈無告知型〉」はフコクしんらい生命保険株式会社を引受保険会社とする利率更改型一時払終身保険・利率固定型一時払終身保険の愛称です。

ご契約前に必ずご確認ください

「ご契約の概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。



大切なご家族のために相続のことを考えてみませんか。

知っておきたい相続のあれこれ

☑ **相続税には遺産にかかる基礎控除があります**

$$\text{基礎控除額} = 3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

☑ **死亡保険金には相続税の非課税枠があります**

死亡保険金の非課税枠〈相続税法第12条〉

$$\text{非課税枠} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

- 保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡保険金受取人が相続人であるご契約に限り、相続税の非課税枠の適用が可能です。
- 他の保険商品すべての死亡保険金と合算して、上記の金額までは相続税が非課税となります。

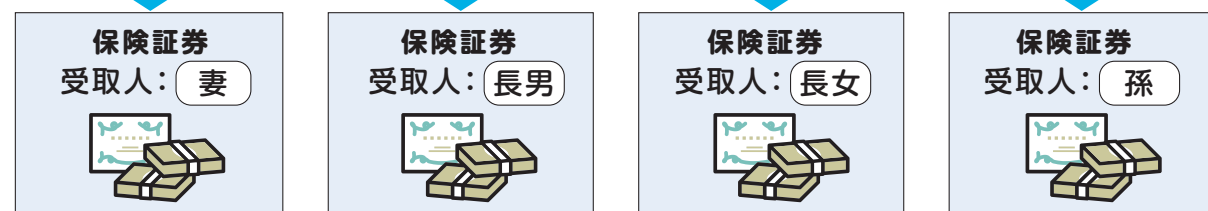
生命保険は、のこしたい方に財産を確実にのこすことができます

☑ **お金に「あて名」をつけられます**

死亡保険金は受取人固有の財産です

死亡保険金は判例上、特段の事情がない場合、受取人固有の財産とされています。

死亡保険金受取人を指定できます

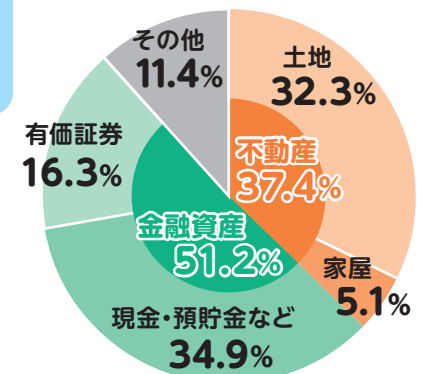


生命保険を活用すれば、財産を円満に分割することができます

☑ **死亡保険金受取人をあらかじめ指定できます**

相続人が2人以上いれば、遺産分割対策が必要になります。生命保険なら家族の環境を考えて、円満な財産分割の準備をすることができます。

相続財産の金額の構成比



出典：国税庁「令和4年分 相続税の申告実績の概要」

生命保険で葬儀などの資金準備ができます

葬儀などの急な出費や、遺産分割協議終了までの当座の生活費、さらには納税資金などに現金の準備が必要になります。生命保険の死亡保険金は特段の事情がない場合、受取人固有の財産で、遺産分割協議の対象財産とはみなされないため、すみやかに現金にすることが可能です。



● 葬儀で実際にかかった費用(全国平均額)

基本料金	67.8万円
飲食費	20.1万円
返礼品	22.8万円
お布施の費用	22.4万円
葬儀費用の合計	およそ133.1万円

- [基本料金] 斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式(固定費)
- [飲食費] 通夜ぶるまい、告別料理などの飲食(変動費*)
- [返礼品] 香典に対するお礼の品物(変動費*)
- * 飲食費、返礼品はひとりあたりかかる費用のため、参列人数に比例して変動します。
- [お布施の費用] 寺院・教会・神社など宗教者への御礼

出典：株式会社鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査」(2022年)

生涯の保障に代えてご自身でつかうこともできます

☑ **解約した場合の解約返戻金は、税制上一時所得となり、特別控除が活用できます**

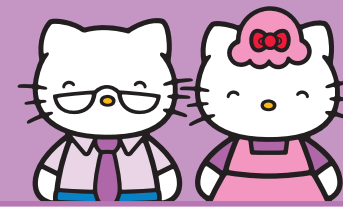
本商品の解約返戻金を受け取ったときの課税対象額計算例

● 解約返戻金1,020万円、一時払保険料1,000万円の場合

$$1,020 \text{万円} - 1,000 \text{万円} - 50 \text{万円} \times \frac{1}{2} \leq 0 \rightarrow \text{非課税}$$

POINT 差益が特別控除額の50万円以内であれば課税されません!

(注) 上記例は仮定の数値であり、実際の金額とは異なります。 *その年に他の一時所得がないものとして計算しています。



特徴 1 死亡保険金が段階的に増加します

1 第1保険期間(10年間)

第1保険期間中の死亡保険金は、解約返戻金額と基本保険金額(一時払保険料)のいずれか大きい金額をお支払いします。

2 第2保険期間(10年後から)

第2保険期間中の死亡保険金は、契約日の予定利率および基本保険金額等により計算される保険金額となります。

3 予定利率更改日以降(30年ごと)

予定利率更改日における予定利率が、最低保証予定利率を上回る場合、当該予定利率更改日以降の保険金額・解約返戻金額は増加します。予定利率更改日以降の保険金額・解約返戻金額が減少することはありません。

※予定利率更改日に定める予定利率は、その日から直後に到来する予定利率更改日の前日まで適用されます。

! 保険金の免責事由(責任開始期から3年以内における被保険者の自殺による死亡など)に該当した場合など、保険金がお支払いできないことがあります。

ご契約時の予定利率について

- 金利情勢に応じて毎月1日に設定して、月末まで適用されます。
- お申込み月の月末までに保険料のお振込みをいただけない場合など契約日がお申込み月の翌月以降となると、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。
- 適用される予定利率が変わる場合、死亡保険金額、解約返戻金額も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

予定利率更改日に定める予定利率について

- 指標金利の当社所定の期間における平均値に、最大1.5%を加えた利率を上限とし、最大1.5%を減じた利率を下限とする範囲内で当社が定めます。ただし、予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。
- 指標金利は、残存期間10年の国債の流通利回り、残存期間20年の国債の流通利回り、および残存期間30年の国債の流通利回りの合計を3で割った利率となります。

保険用語のご説明

【基本保険金額】

一時払保険料と同額です。ただし、契約締結後に変更された場合は、変更後の金額となります。

【死亡保険金】

被保険者がお亡くなりになられたときに当社から支払われるお金のことです。

【責任準備金】

将来の保険金をお支払いするために、保険契約者から払い込まれる保険料の中から積み立てられるものをいいます。

【第1保険期間】

契約日からその日を含めて10年経過後最初に到来する年単位の契約応当日の前日までの期間です。

【第2保険期間】

第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間です。

【予定利率】

保険料の算出に用いる予定率のひとつです。保険会社は資産運用による一定の運用益をあらかじめ見込んで、その分の保険料を割り引いています。このときに使用する利率をいいます。

【予定利率更改日】

契約日から30年ごとの年単位の契約応当日のことをいいます。ただし、被保険者の年齢が110歳に達した日以降の年単位の契約応当日を除きます。被保険者の年齢が110歳に達した場合は、直前の予定利率更改日における予定利率を終身適用します。

【最低保証予定利率】

予定利率更改日以降における予定利率を最低保証する利率のことです。

特徴 2 相続対策としてご活用いただけます

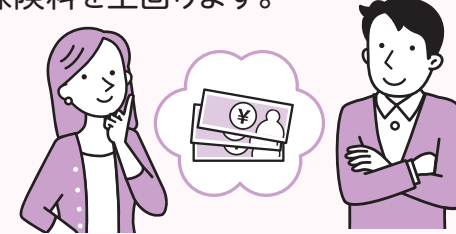
保険契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合、一定の金額までが非課税となるなど、ご契約の形態により税制上の特典があります。



! 2024年1月現在の税制にもとづきますので、今後変更となる場合があります。

特徴 3 生活資金なども準備できます

ご解約時には、経過期間に応じて解約返戻金をお支払いしますので、死亡保障を確保しながら老後の生活資金などを準備することができます。
解約返戻金は第1保険期間中に、一時払保険料を上回ります。



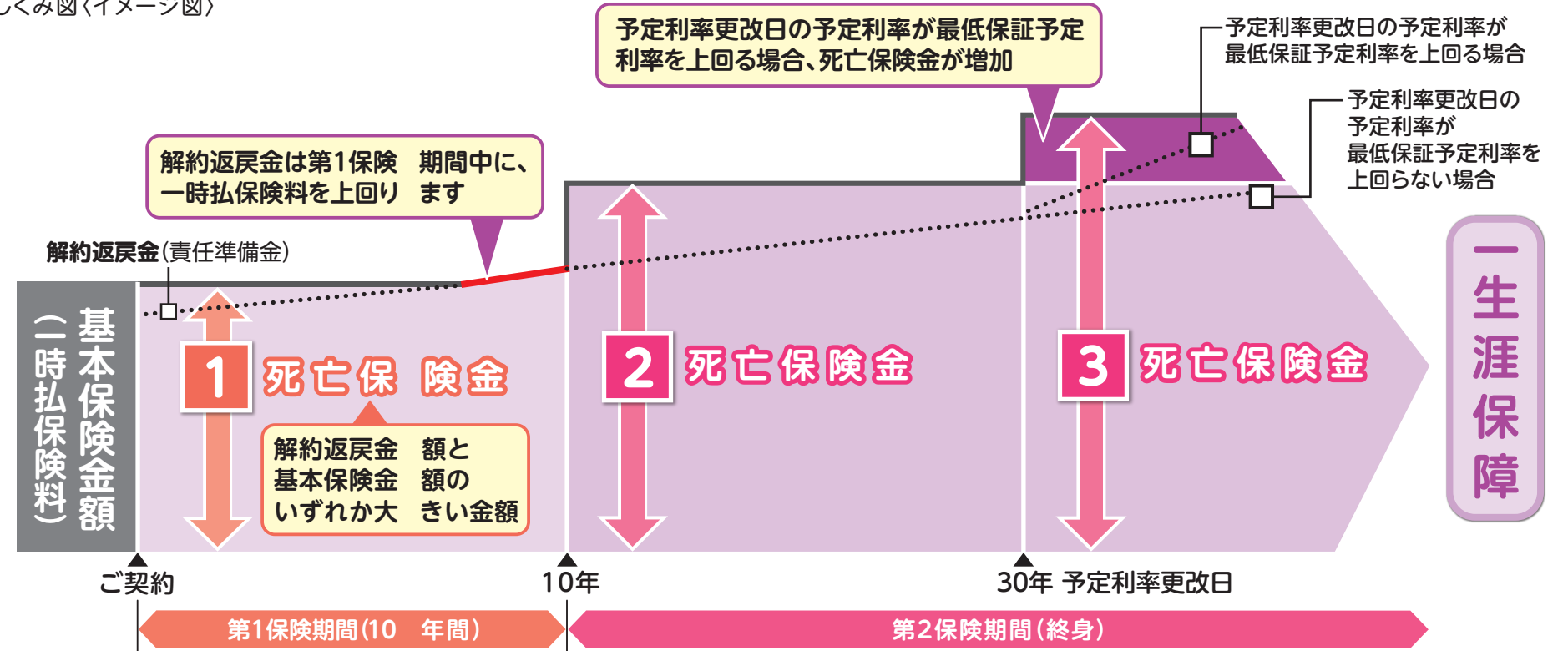
●お払い込みいただいた一時払保険料は預金のようにそのまま積み立てられるのではなく、以下の費用が差し引かれます。

ご契約時	保険契約の締結にかかる費用(販売、保険証券作成などにかかる費用等)が一時払保険料から差し引かれます。 ※この費用は年齢、予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。
ご契約中	保険金のお支払いや保険契約の維持に必要な費用が責任準備金から毎月差し引かれます。 ※これらの費用は年齢、性別、経過年数、予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。

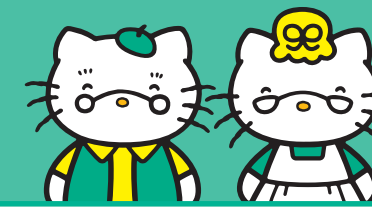
●このため、解約返戻金は、ご契約時からの経過年月数によっては、一時払保険料よりも少ない金額となる場合があります。

15~79歳の方が医師の診査や健康告知・職業告知不要でお申し込みいただけます。

しくみ図(イメージ図)



※上記は、最低保証予定利率が0.00%超の場合の例です。お申込み時の最低保証予定利率に応じたしくみ図は、保険設計書をご確認ください。



特徴 1 3年後から死亡保険金が増加します

1 第1保険期間(3年間)

第1保険期間中の死亡保険金は、解約返戻金額と基本保険金額(一時払保険料)のいずれか大きい金額をお支払いします。

2 第2保険期間(3年後から)

第2保険期間中の死亡保険金は、契約日の予定利率および基本保険金額等により計算される保険金額となります。

！ 保険金の免責事由(責任開始期から3年以内における被保険者の自殺による死亡など)に該当した場合など、保険金がお支払いできないことがあります。

ご契約時の予定利率について

- 金利情勢に応じて毎月1日に設定して、月末まで適用されます。
- お申込み月の月末までに保険料のお振込みをいただけない場合など契約日がお申込み月の翌月以降となるとき、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。
- 適用される予定利率が変わる場合、死亡保険金額、解約返戻金額も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。
- ご契約時の予定利率は一生変わりません。



特徴 2 相続対策としてご活用いただけます

保険契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合、一定の金額までが非課税となるなど、ご契約の形態により税制上の特典があります。



！ 2024年1月現在の税制にもとづきますので、今後変更となる場合があります。

特徴 3 生活資金なども準備できます

ご解約時には、経過期間に応じて解約返戻金をお支払いしますので、死亡保障を確保しながら老後の生活資金などを準備することができます。



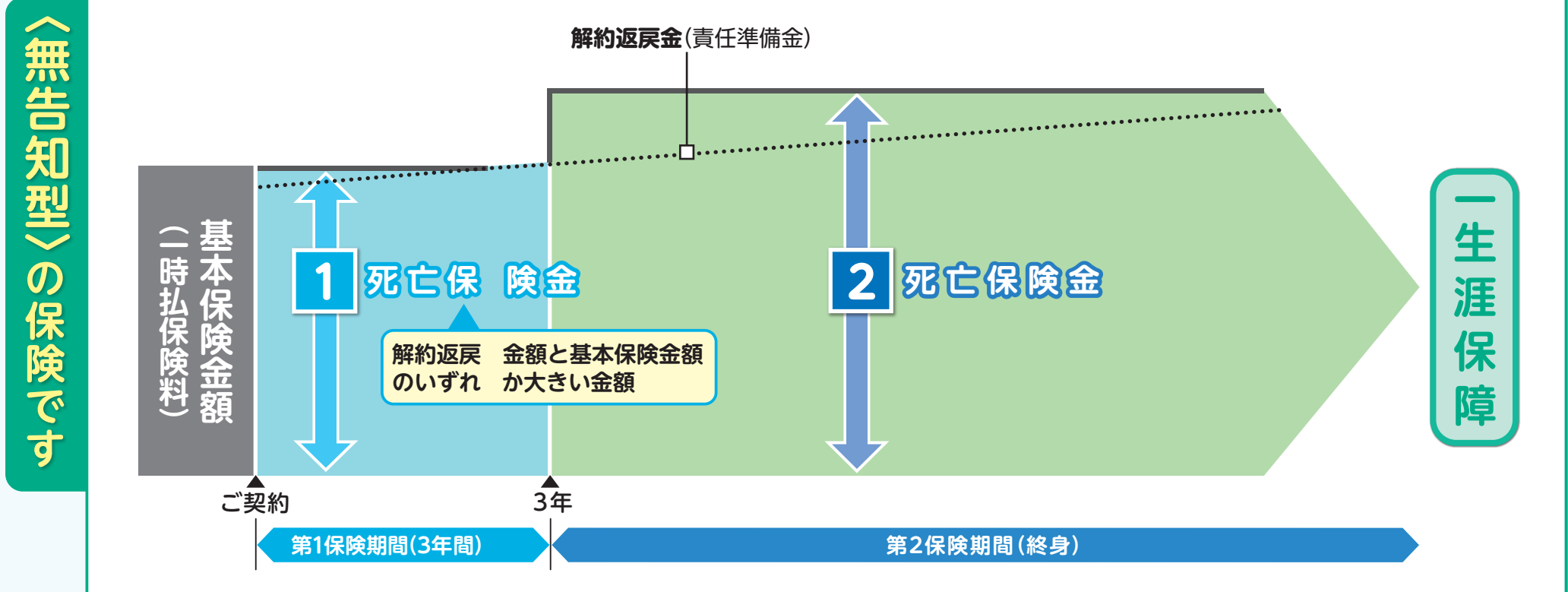
●お払い込みいただいた一時払保険料は預金のようにそのまま積み立てられるのではなく、以下の費用が差し引かれます。

ご契約時	保険契約の締結にかかる費用(販売、保険証券作成などにかかる費用等)が一時払保険料から差し引かれます。 ※この費用は年齢、予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。
ご契約中	保険金のお支払いや保険契約の維持に必要な費用が責任準備金から毎月差し引かれます。 ※これらの費用は年齢、性別、経過年数、予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。

●このため、解約返戻金は、ご契約時からの経過年月数によっては、一時払保険料よりも少ない金額となる場合があります。

80~90歳の方が医師の診査や健康告知・職業告知不要でお申し込みいただけます。

しくみ図(イメージ図)



保険用語のご説明

【基本保険金額】

一時払保険料と同額です。ただし、契約締結後に変更された場合は、変更後の金額となります。

【死亡保険金】

被保険者がお亡くなりになられたときに当社から支払われるお金のことです。

【責任準備金】

将来の保険金をお支払いするために、保険契約者から払い込まれる保険料の中から積み立てられるものをいいます。

【第1保険期間】

契約日からその日を含めて3年経過後最初に到来する年単位の契約応当日の前日までの期間です。

【第2保険期間】

第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間です。

【予定利率】

保険料の算出に用いる予定率のひとつです。保険会社は資産運用による一定の運用益をあらかじめ見込んで、その分の保険料を割り引いています。このときに使用する利率をいいます。



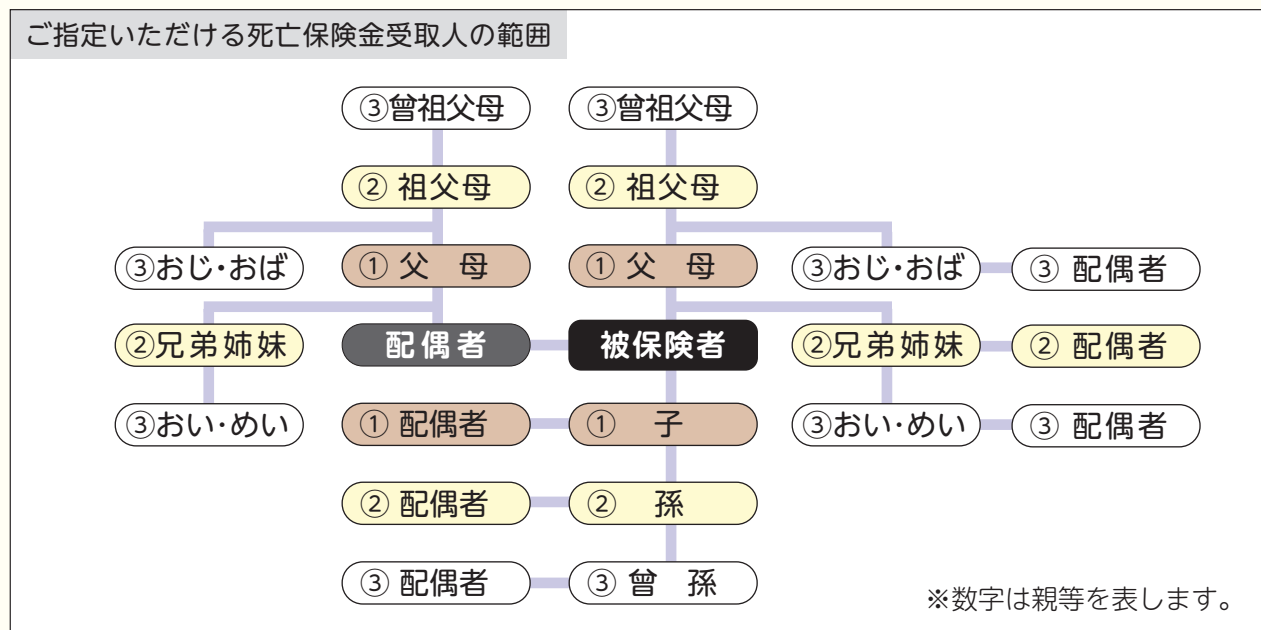
お取扱条件について

保険種類	利率更改型一時払終身保険	利率固定型一時払終身保険
契約年齢範囲(被保険者)	15～79歳	80～90歳
最低保険料	100万円	
最高保険金額 (通算保険金額)	【契約時に計算される第2保険期間開始時の保険金額】 15～19歳：5,000万 20～24歳：2億円 25～64歳：3億円 65～79歳：2億円	【契約時に計算される第2保険期間の保険金額】 2億円
取扱単位	保険料建の場合：保険料 10万円 保険金額建の場合：保険金額 10万円	

- ※被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
- ※被保険者がすでに加入されている当社の全契約の保険金額を通算した金額が、最高保険金額の範囲内であることを要します。
- ※保険料建とは最初に払込保険料を定めて、それにもとづいて保険金額を算出することをいいます。
- ※保険金額建とは最初に保険金額を定めて、それにもとづいて払込保険料を算出することをいいます。
- ※法人契約および個人事業主契約はお取り扱いしておりません。

死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は、被保険者の配偶者または3親等内の親族をご指定いただけます。



死亡保険金の年金受取について

- 死亡保険金は、当社所定の金額以上の場合、一時金でのお受取りに代えて、年金でお受け取りいただくこともできます。
- 年金額は、死亡保険金額を年金支払期間年数で割ることにより算出します。死亡保険金をもとにした年金の原資は、当社所定の利率により利息を付し、利息は年金支払最終回に一括して支払います。(この利率は経済事情により変更することがあります。)

ご留意いただきたいこと

- この保険は、高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。
- この保険は無配当ですので、契約者配当金はありません。
- この保険では、解約返戻金の一定範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度はご利用いただけません。
- 保険契約者、被保険者が病気やケガで入院の予定がある場合や入院中の場合、余命宣告を受けていることがわかっている場合は、お申し込みいただけません。

クーリング・オフ制度について

- 8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回することができます。(クーリング・オフ制度)
申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、**ご契約のお申込日またはお振り込みいただいた一時払保険料(充当金)が当社へ着金した日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。
※くわしくは、「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(ご参考) 税制上のお取り扱いについて

記載の税制上のお取扱いは、2024年1月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取り扱いにつきましては、所轄税務署または税理士などの専門家にご確認ください。

●一時払保険料

ご契約した年のみ生命保険料控除(一般生命保険料控除)の対象となります。
※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

●ご契約を解約したとき

解約返戻金額と一時払保険料との**差額(差益)**が課税対象となります。差額(差益)は、経過年数にかかわらず**一時所得(*1)**として所得税・住民税が課税されます。

●被保険者がお亡くなりになられたとき

死亡保険金は、契約形態によって課税関係が異なります。

■契約形態と課税関係

保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税関係
A	A	相続人	相続税(*2)
A	A	相続人以外	相続税
A	B	A	所得税(一時所得(*1))+住民税
A	B	C	贈与税

*1 一時所得について

一時所得の課税対象額の計算は以下のとおりです。他の所得(給与所得、雑所得など)と合算して総合課税となります。

$$\{ (\text{解約返戻金額または死亡保険金額} - \text{払込保険料合計額}) - \text{特別控除額50万円} \} \times 1/2$$

*2 死亡保険金の相続税非課税枠について

保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡保険金受取人が相続人であるご契約に限り、相続税の非課税枠の適用が可能です。

他の保険商品すべての死亡保険金と合算して、下記の金額までは相続税が非課税となります。

$$\text{死亡保険金の非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$



あらかじめ指定されたご家族等がご利用いただけます

無料

しんらいの ご家族サポートサービス

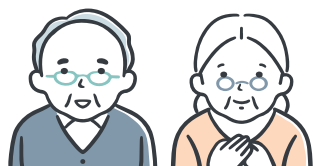
保険契約者にもしものことがあったとき、
指定されたご家族等がサポートできるサービスです

お客さまのご家族登録制度

あらかじめ、保険契約者の配偶者さまやお子さまなどのご家族を登録いただきます

例えばこんなとき…

高齢の親の契約内容を
確認したい



ご家族でも
契約内容を確認できます。



災害発生時や転居先不明等で
当社が保険契約者と
連絡がとれない



当社が保険契約者と連絡が
とれない場合でも、登録家族に
保険契約者の連絡先を
お聞きすることで、
確実にご案内をお届け
できます。



ご家族を登録していれば！

ご登録いただけるご家族

- 保険契約者の配偶者・子ども・兄弟姉妹・孫・同居または生計を一にする3親等内の親族など
- ご契約単位で1名のみ登録できます

お客さまのご家族登録制度

保険契約者代理特約

「しんらいのご家族サポートサービス」は、「お客さまのご家族登録制度」「保険契約者代理特約」があり、ご家族等が契約内容の照会や各種お手続きを代理で行うことができます。

ご検討にあたっては「お客さまのご家族登録制度規約」「ご契約の概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

！「お客さまのご家族登録制度規約」については
当社ホームページでご確認ください。



しんらいのご家族サポートサービス 検索

保険契約者代理特約

あらかじめ、保険契約者代理人を指定いただきます

例えばこんなとき…

保険契約者が認知症などで
意思表示が難しく、
ご自身では
お手続きができない



保険契約者がケガや病気など
で意識がなく、ご自身では
お手続きが
できない



指定していれば！
保険契約者代理人を

いざというとき、
あらかじめ指定された保険
契約者代理人が代わりに
お手続きできます。

代わりに
お手続きOK

あらかじめ
指定



保険契約者代理人ができるお手続きについて

- 保険契約の解約
- 保険金額の減額
- 住所変更
- 死亡保険金の請求手続き* など

*保険契約者と死亡保険金受取人が同一人である場合

- ！ 対象外となるお手続き
- 保険契約者の変更
- 死亡保険金受取人の変更
- 保険契約者代理人の変更

ご指定いただける代理人

- 保険契約者の配偶者・子ども・兄弟姉妹・孫・同居または生計を一にする3親等内の親族など
- ご契約単位で1名のみ指定できます



保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます

無料

フコクしんらい生命の無料相談室 フコクしんらいダイヤルサービス

健康・介護相談〔健康ダイヤルサービス〕

健康に関するお問合わせから急な発熱や病気の症状、介護の不安や悩みについて、24時間365日、専門家に電話で無料相談できます！

専門スタッフに相談いただけます

看護師

介護支援
専門員

医師 ※1
※2

栄養士 ※2



※1 医師の相談は精神科・心療内科を除きます。
※2 医師・栄養士の相談は予約となる場合があります。

年金相談〔年金ダイヤルサービス〕

公的年金に関する一般的なご相談に社会保険労務士がお答えします。

- ▶ 毎週火、水、木曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶ 午前10時～午後5時
- ※当日10時より先着順で予約受付



税務相談〔税務ダイヤルサービス〕

税務に関する一般的なご相談に税理士がお答えします。

- ▶ 毎週水曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶ 午前10時～午後5時
- ※当日10時より先着順で予約受付



保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

KUMONの脳トレ

1日10分、自宅で脳の健康づくり！

認知症予防等を目的に、KUMONのオリジナル「教材」「測定」「情報」をセットでご提供するサービスです。自宅で、気軽に、楽しく、毎日学習できます。

- 川島隆太教授(東北大学加齢医学研究所)監修によるオリジナル教材学習と月1回の脳機能測定(セルフチェック)
- 自宅に直接お届け、1日10分程度で楽しくできる
- 認知機能の維持・改善効果はモニター実験で検証済み



*当社の特典をご利用いただくことで1か月分のご利用料金が無料となります。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン

ヤマト運輸の高齢者見守りでご家族に安心を

おうちのトイレや廊下などの電球をハローライト電球に交換するだけで始められる見守りサービス！

24時間電球のON/OFFが確認できない場合に異常を検知し事前設定した通知先へメールでお知らせし、通知先の方からのご依頼があれば、ヤマト運輸のスタッフが代わりに訪問いたします。



*当社の特典をご利用いただくことで初月料金が無料となります。

※13・14ページ記載の各サービスは、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
 ※各サービスは2024年4月時点のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。
 ※各サービスの内容およびご利用できるご家族の詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください。

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとなる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

*1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
*2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて
将来受け取る年金額を試算できる

年金額を
見える化
する

公的年金
シミュレーター

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>

公的年金シミュレーター
使い方HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

*障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。
*障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたす必要があります)。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

*障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

*1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。
*2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、このされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」*に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

*「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

4 要介護のとき

▶ 介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護（要支援）状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割（一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割）の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護（要支援）状態のみが保障の対象となります。

●公的介護保険の受給対象

年齢区分	対象外	給付対象
39歳以下の方	対象外	
40～64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*	左記以外を原因とするもの（交通事故など） 給付対象外
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象	

- * ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●要介護（要支援）認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援 1	日常生活の動作の一部(入浴・掃除など)に何らかの介助を必要とする
要支援 2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護 1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護 2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解の一部低下がみられる
要介護 3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護 4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護 5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

5 病気・ケガのとき

▶ 病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	保険診療									
	公的医療保険負担	1～3割自己負担								
●医療費の自己負担割合	<table border="1"> <tr> <td>小学校入学前</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>小学生以上70歳未満</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>70～74歳</td> <td>2割 *1</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1割 *2</td> </tr> </table>		小学校入学前	2割	小学生以上70歳未満	3割	70～74歳	2割 *1	75歳以上	1割 *2
小学校入学前	2割									
小学生以上70歳未満	3割									
70～74歳	2割 *1									
75歳以上	1割 *2									
●自己負担限度額(70歳未満)	1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、 高額療養費制度により超過分が支給 されます。									
標準報酬月額	所得区分	自己負担限度額								
標準報酬月額	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>								
	53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>								
	28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>								
	28万円未満	57,600円 <4回目以降:44,400円>								
	住民税非課税	35,400円 <4回目以降:24,600円>								

- *1 現役並み所得の場合は3割となります。
*2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

※各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

6 身体障がい

▶ 身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分(区分1～6)」等の認定を受け、利用します。

●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です(所得に応じた自己負担上限あり)。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。(所得制限があります。)
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について(2021年4月版)」

▶ 身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。
障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

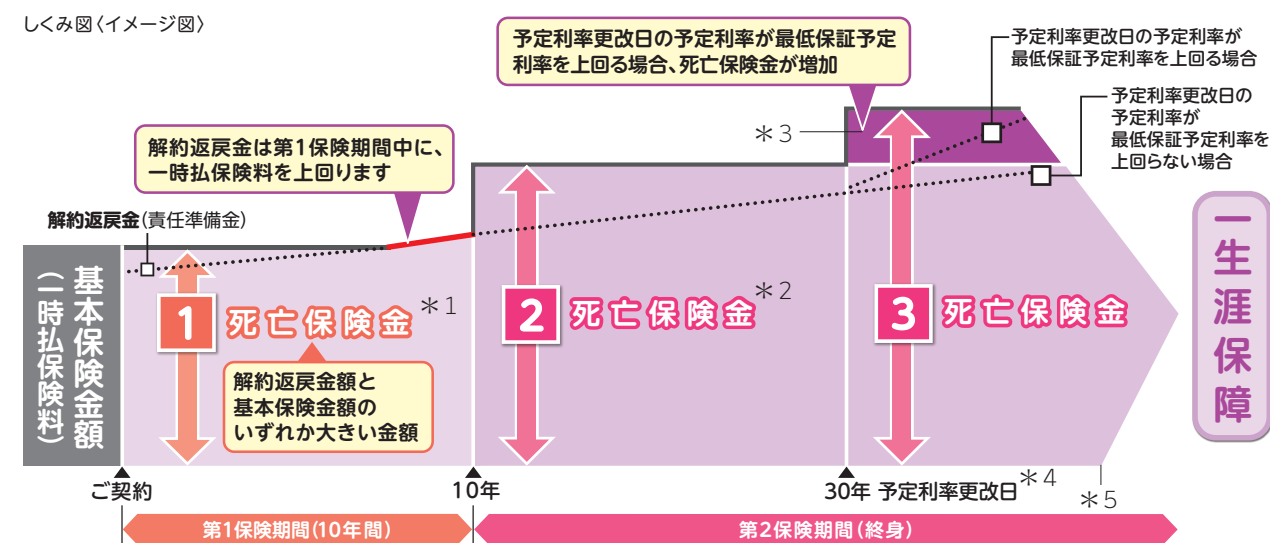
6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1～7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1～4級
腎臓機能障害	1・3・4級		

契約年齢範囲
15歳から79歳

利率更改型一時払終身保険 商品の特征としくみ図

- ◆この商品の正式名称は利率更改型一時払終身保険です。
- ◆利率更改型一時払終身保険は、一生涯の死亡保障を確保できる保険です。
- ◆健康状態や職業などの告知および医師の診査なしでお申し込みいただけます。
- ◆第1保険期間中の死亡保険金は、解約返戻金額（責任準備金相当額）と基本保険金額のいずれか大きい金額となります。
- ◆第2保険期間中の死亡保険金は、保険金額となります。ただし、予定利率更改日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合には、保険金額が増加します。



※上記は、最低保証予定利率が0.00%超の場合の例です。お申込み時の最低保証予定利率に応じたしくみ図は、保険設計書をご確認ください。

ご注意 保険契約の締結・維持にかかる諸費用を一時払保険料から控除させていただいております。そのため、ご加入後の経過年数によっては、解約返戻金はお払い込みいただいた一時払保険料を下回ることがあります。

- *1 第1保険期間中の死亡保険金について
第1保険期間中の死亡保険金は、解約返戻金額（責任準備金相当額）と基本保険金額（一時払保険料）のいずれか大きい金額をお支払いします。
- *2 第2保険期間中の死亡保険金について
第2保険期間中の死亡保険金は、契約日の予定利率および基本保険金額等により計算される保険金額となります。
- *3 予定利率更改日における予定利率が、最低保証予定利率を上回る場合、当該予定利率更改日以降の保険金額は増加します。
- *4 予定利率更改日は、契約日から30年ごとの年単位の契約応当日です。ただし、被保険者の年齢が110歳に達した日以降の年単位の契約応当日を除きます。
- *5 被保険者の年齢が110歳に達した場合は、直前の予定利率更改日における予定利率を終身適用します。

参照 ・この保険で使用している用語の詳細は、『ご契約のしおり・約款』① 利率更改型一時払終身保険 をご覧ください。
・利率更改型一時払終身保険【死亡保険金額・解約返戻金額例表】に、一時払保険料1,000万円に対する保険金額を例示しておりますのでご覧ください。

〈予定利率について〉

- ◆予定利率は、契約日および予定利率更改日に当社が定め、次回の予定利率更改日の前日まで適用します。
- ◆予定利率更改日に定める予定利率は、指標金利の当社所定の期間における平均値に、最大1.5%を加えた利率を上限とし、最大1.5%を減じた利率を下限とする範囲内で当社が定めます。ただし、予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。
- ◆指標金利は、残存期間10年の国債の流通利回り、残存期間20年の国債の流通利回りおよび残存期間30年の国債の流通利回りの合計を3で割った利率となります。

契約締結前交付書面

ご契約の概要 ~必ずお読みください~

- 「ご契約の概要」(P19~24)は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。 **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**
- 「ご契約の概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明などについては『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所など

- ◆名称 フコクしんらい生命保険株式会社
- ◆住所 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL 03-6731-2100 (代表)
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

2 商品の特征としくみ図

- 年齢によってご加入できる商品が異なりますので、「商品の特征としくみ図」については、お客さまご自身の年齢に対応するページをご確認ください。

15歳から79歳の方
20ページへ

利率更改型一時払終身保険

80歳から90歳の方
21ページへ

利率固定型一時払終身保険

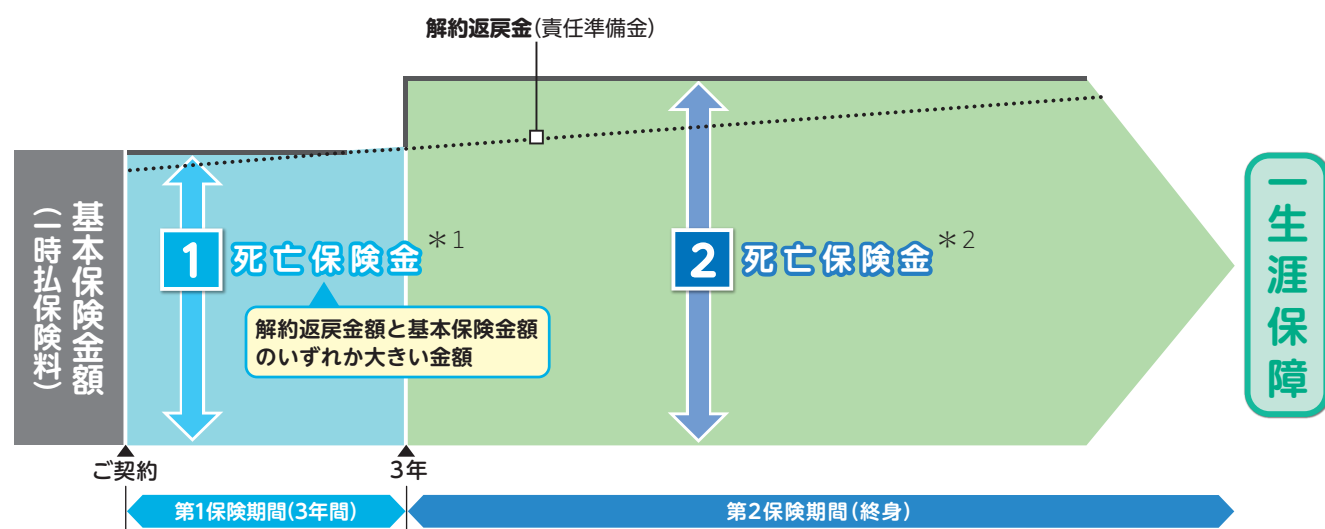
利率固定型一時払終身保険

商品の特征としくみ図

契約年齢範囲
80歳から90歳

- ◆この商品の正式名称は利率固定型一時払終身保険です。
- ◆利率固定型一時払終身保険は、一生涯の死亡保障を確保できる保険です。
- ◆健康状態や職業などの告知および医師の診査なしでお申し込みいただけます。
- ◆第1保険期間中の死亡保険金は、解約返戻金額（責任準備金相当額）と基本保険金額のいずれか大きい金額となります。
- ◆第2保険期間中の死亡保険金は、保険金額となります。

しくみ図(イメージ図)



注意 保険契約の締結・維持にかかる諸費用を一時払保険料から控除させていただいております。そのため、ご加入後の経過年数によっては、解約返戻金はお払い込みいただいた一時払保険料を下回る場合があります。

- *1 第1保険期間中の死亡保険金について
第1保険期間中の死亡保険金は、解約返戻金額（責任準備金相当額）と基本保険金額（一時払保険料）のいずれか大きい金額をお支払いします。
- *2 第2保険期間中の死亡保険金について
第2保険期間中の死亡保険金は、保険金額となります。

参考 ・この保険で使用している用語の詳細は、『ご契約のしおり・約款』② 利率固定型一時払終身保険 をご覧ください。
・利率固定型一時払終身保険『死亡保険金額・解約返戻金額例表』に、一時払保険料1,000万円に対する保険金額を例示しておりますのでご覧ください。

〈予定利率について〉

- ◆ご契約時の予定利率は一生涯変わりません。

3 死亡保険金について

	お支払いする場合	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が第1保険期間中にお亡くなりになられたとき	被保険者が死亡した時までの経過年数により計算した解約返戻金額（責任準備金相当額）と基本保険金額のいずれか大きい金額
	被保険者が第2保険期間中にお亡くなりになられたとき	保険金額

※この保険は、高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。

4 ご契約の取扱条件

保険種類	利率更改型一時払終身保険	利率固定型一時払終身保険
契約年齢範囲*1 (被保険者)	15～79歳	80～90歳
最低保険料	100万円	
最高保険金額*2 (通算保険金額)	【契約時に計算される第2保険期間開始時の保険金額】 15～19歳：5,000万円 20～24歳：2億円 25～64歳：3億円 65～79歳：2億円	【契約時に計算される第2保険期間の保険金額】 2億円
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	
取扱単位	保険料建*3の場合 保険金額建*4の場合	保険料10万円 保険金額10万円

- *1 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
- *2 被保険者がすでに加入されている当社の全契約の保険金額を通算した金額が、最高保険金額の範囲内であることを要します。
- *3 保険料建とは最初に払込保険料を定めて、それにもとづいて保険金額を算出することをいいます。
- *4 保険金額建とは最初に保険金額を定めて、それにもとづいて払込保険料を算出することをいいます。

5 保険契約者代理特約について

◆ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない[特別な事情]※があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって住所変更や解約などの手続きを行うことができます。

※「特別な事情」とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
- ・その他上記に準じる状態であるとき


◆保険契約者はつぎの範囲内であらかじめ1人の方を保険契約者代理人として指定してください。なお、代理手続きを行う場合には、代理手続き時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- 保険契約者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- 保険契約者と同居し、または、生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族

など

◆保険契約者は、上記の範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。また、保険契約者代理人が不要になった場合には、保険契約者代理特約を解約することができます。

◆代理手続きにより保険金や解約返戻金などをお支払いした場合、その後に同一のご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。

 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』④しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約 をご覧ください。

6 契約者配当金について

◆この商品は無配当の商品です。したがって、契約者配当金はありません。

7 ご契約後の変更制度等について

◆保険金額の減額

- ・保険金額10万円単位でお取扱いします。
- ・減額後の最低保険金額は100万円です。
- ・保険金額が減額された場合、基本保険金額を同じ割合で減額します。


◆契約者貸付

- ・ご利用いただけません。

8 解約返戻金について

◆ご契約の解約等の場合には、年齢、性別および経過年月数等に応じた解約返戻金をお支払いします。

◆ご契約後、短期間で解約された場合、解約返戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります。

 くわしくは、注意喚起情報 ⑤ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて をご覧ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命 お客様サービス室」へご連絡ください




フコクしんらい生命 お客様サービス室

T E L 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

●この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

 くわしくは 本書面31ページ をご覧ください。

注意喚起情報 ~必ずお読みください~

●「注意喚起情報」(P25~31)は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回または解除)

申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)はご契約の申込日または当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた一時払保険料(充当金)が指定口座へ着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

- ◆お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- ◆お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- ◆お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込みの撤回等ができない場合

- 既契約の内容変更のとき

お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合

- 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。
 - ①お申込みの撤回等をする旨 ②お申出日 ③申込者等の住所 ④証券番号
 - ⑤募集代理店名 ⑥保険料返金口座(申込者等の本人名義の口座)
 (ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。)
- 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。
 - 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
 - フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行
- 書面の発信時(郵便の消印日付)にお申込みの撤回等の効力が生じます。

電磁的記録によるお申出の場合

- 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。
 - フコクしんらい生命
 - 【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>
- お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

2 健康状態や職業などの告知

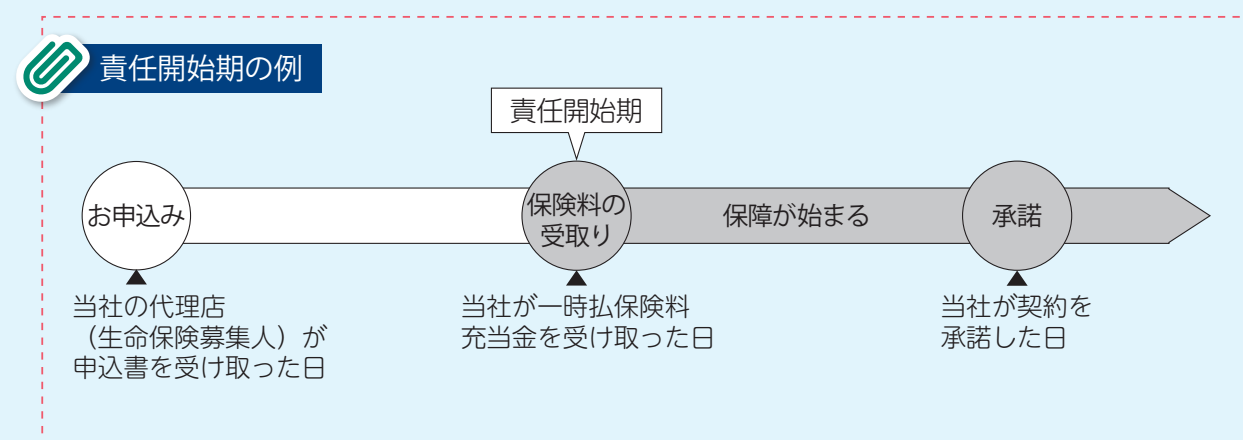
- ◆この保険は、第1保険期間の死亡保険金の支払額を低く抑えることや死亡保険金以外の保障をなくすことなどにより、健康状態や職業などの告知および医師の診査なしでご契約いただけるように設計された終身保険です。
 - 高度障害状態に対する保障はありません。
 - 第2保険期間中の死亡保険金の支払額は、保険金額となります。
 - 利率更改型一時払終身保険については、予定利率更改日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合、保険金額が増加します。

参照 この保険のしくみについては、『ご契約のしおり・約款』① 利率更改型一時払終身保険 または ② 利率固定型一時払終身保険 をご覧ください。

- ◆ご契約のお申込後または保険金のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容について確認させていただく場合があります。

3 保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、一時払保険料充当金を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。



当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金のお支払いができません。

- **重大事由によりご契約が解除**された場合
(例)
 - ・ 保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
- 保険契約について**詐欺の行為があつてご契約が取消し**になった場合
- 保険金の**不法取得目的があつてご契約が無効**になった場合
- 保険金の**免責事由に該当**した場合
(例)
 - ・ 責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したとき
 - ・ 死亡保険金受取人などの故意によりお支払事由に該当したとき など

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑤ 保険金をお支払いできない場合 をご覧ください。

5 ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- ◆お払い込みいただいた一時払保険料は預金のようにそのまま積み立てられるのではなく、以下の費用が差し引かれます。

ご契約時	保険契約の締結にかかる費用（販売、保険証券作成などにかかる費用等）が一時払保険料から差し引かれます。 ※この費用は年齢、予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。
ご契約中	保険金のお支払いや保険契約の維持に必要な費用が責任準備金から毎月差し引かれます。 ※これらの費用は年齢、性別、経過年数、予定利率によって異なるため、具体的な数値や計算方法は記載しておりません。

このため、**解約返戻金は、ご契約時からの経過年月数によっては、一時払保険料よりも少ない金額となる場合があります。**

- ◆この保険では、解約返戻金の一定範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度はご利用いただけません。

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑧ **ご契約の解約と解約返戻金** をご覧ください。

6 業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減について

- ◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。

- ◆当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』 **お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について** をご覧ください。

7 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。

8 税制上のお取扱いについて

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑬ **生命保険と税金**、『商品パンフレット』 **税制上のお取扱いについて** をご覧ください。

9 保険金のご請求について

- ◆保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに「フコクしんらい生命 お客様サービス室」にご連絡ください。

- ◆保険金のお支払事由、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合などについては、『ご契約のしおり・約款』・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

（ホームページアドレス：<https://www.fukokushinrai.co.jp>）

- ◆当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者のご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

- ◆保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていれば、それぞれの契約について保険金のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

Web約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb約款^{*}を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12.つくる責任 つかう責任」につながる取組みです。

^{*} [Web約款] とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。



スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます

文字を拡大して閲覧できます

検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs
12
つくる責任
つかう責任

Web約款の閲覧方法

1. フコクしんらい生命 Web約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中

QRコードを読み取る方法
スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法
つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/>

^{*} QRコードは (株) デンソーウェブの登録商標です。

ご契約成立 (保険証券到着) 後

QRコードを読み取る方法
スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法
つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/>

2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

利率更改型一時払終身保険 または 利率固定型一時払終身保険 の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

- ① 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。
※契約日は保険証券に記載されています。
- ② ご加入いただいた募集代理店により、該当の代理店種類を選択してください。
- ③ 利率更改型一時払終身保険 または 利率固定型一時払終身保険 の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望します」に✓をしてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。

◆ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が受取人となる保険金について、ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が保険金を代理で請求することができます。

▶ 保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。

参照 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』④ しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約 をご覧ください。

10 預金ではありません

この商品は預金ではなく、当社を引受保険会社とする生命保険です。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはならないことから、預金保険制度による元本の返済の保証はありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客さまサービス室

T E L 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

